

池田町
国土強靱化地域計画

令和4年2月

長野県 池田町

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 策定趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の目的	3
4 計画期間	4
5 施策の重点化	5
6 各種施策の推進と進捗管理	6
第2章 基本的な考え方	7
1 想定するリスク	7
(1) 地震災害	7
(2) 水害・土砂災害	8
(3) 大雪災害	8
参考 長野県第3次地震被害想定	9
2 総合目標、基本目標	13
3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	13
(1) 強靱化を推進する上での取組姿勢	13
(2) 適切な施策の組み合わせ	13
(3) 効率的な施策の推進	14
(4) 地域特性に応じた施策の推進	14
第3章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）	16
1 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方	16
2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	17
3 脆弱性評価結果	18
1 人命の保護が最大限図られること	18
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	22
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	25
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	26
5 流通・経済を停滞させないこと	27
6 二次的な被害を発生させないこと	28
7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻る	30
第4章 推進方針（取り組むべき事項）	31
1 人命の保護が最大限図られること	31
2 負傷者に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	34
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	37

4	必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	38
5	流通・経済活動を停滞させないこと	40
6	二次的な被害を発生させないこと	41
7	被災した方々の日常の生活が迅速に戻ること	43

第1章 計画の基本的事項

1 策定趣旨

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。

その後、平成30年12月に、基本計画の策定から約5年が経過したこと、平成28年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、基本計画の見直しを行いました。

長野県においては、こうした国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、すべての県民や長野県に訪れる滞在者を含め、それぞれの立場で、今後必ず起こりうる災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的として、平成28年3月に長野県強靱化計画を策定しました。

また、長野県強靱化計画の策定後も、日本国内では熊本地震を始め多くの災害が発生するなか、災害対応などを通じて新しい知見や教訓が得られており、長野県においてもこれらの知見や教訓を活用していく必要があるため、平成30年3月に、「第2期長野県強靱化計画」（以下「長野県強靱化計画」という。）として改定を行いました。

長野県強靱化計画によると、長野県の強靱化は、「災害が発生しても生命を失わず、迅速に日常の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること」を意味しています。

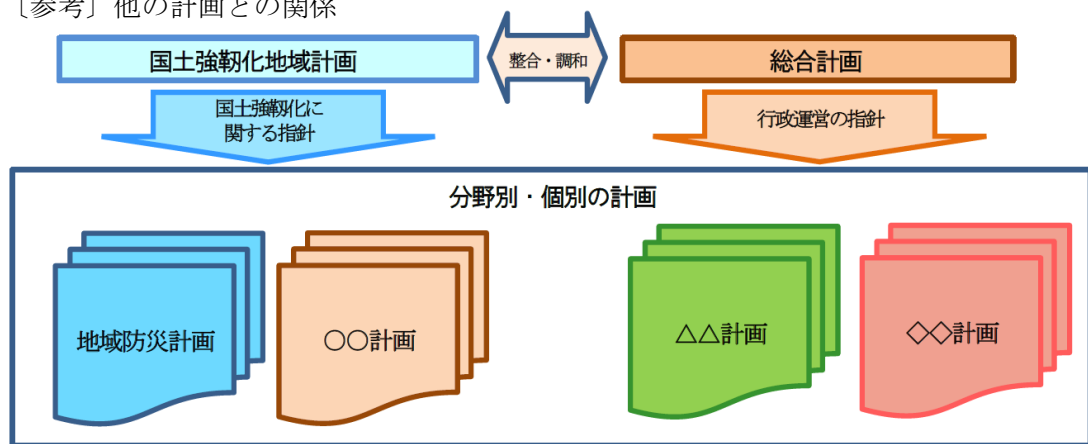
一方、池田町（以下町という。）では、これまで池田町地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定、ハザードマップの作成などを行い、災害に強いまちづくりを推進してきました。

こうした動向を踏まえ、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靱な地域」をつくるため、強靱化に関する指針となる「池田町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、国、県、関係機関等と一体となつて、総合的、計画的に強靱化の取組を推進します。

2 計画の性格

本計画は、大規模自然災害に対する町の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、「池田町総合計画」と整合・調和を図りながら、国土強靱化の観点から町における様々な分野の指針となるものです。

〔参考〕他の計画との関係



〔参考〕強靱化の分野において、本計画を指針とする計画等

池田町地域防災計画	災害時におけるＬＰガスに係る協力に関する協定
池田町水防計画	長野県市町村災害時相互応援協定
池田町避難行動要支援者避難支援計画	災害時の医療救護活動に関する協定
池田町土砂災害に関する避難確保計画・洪水時の避難確保計画	災害時における電気の保安に関する協定
池田町耐震改修促進計画	池田町地区防災計画作成マニュアル
池田町土砂災害に関する避難確保計画	池田町消防団活動マニュアル
池田町業務継続計画（大規模災害編・新型インフルエンザ等感染症編）	池田町避難所運営マニュアル
新型インフルエンザ等対策行動計画	池田町福祉避難所開設・運営マニュアル
池田町国民保護計画	池田町非常通信対応マニュアル
池田町受援計画	池田町豪雪対応マニュアル
池田町災害廃棄物処理計画	池田町警戒レベル避難情報判断伝達基準
災害時等における石油類燃料の供給等に関する協定	池田町被災者生活再建支援制度補助金交付要綱

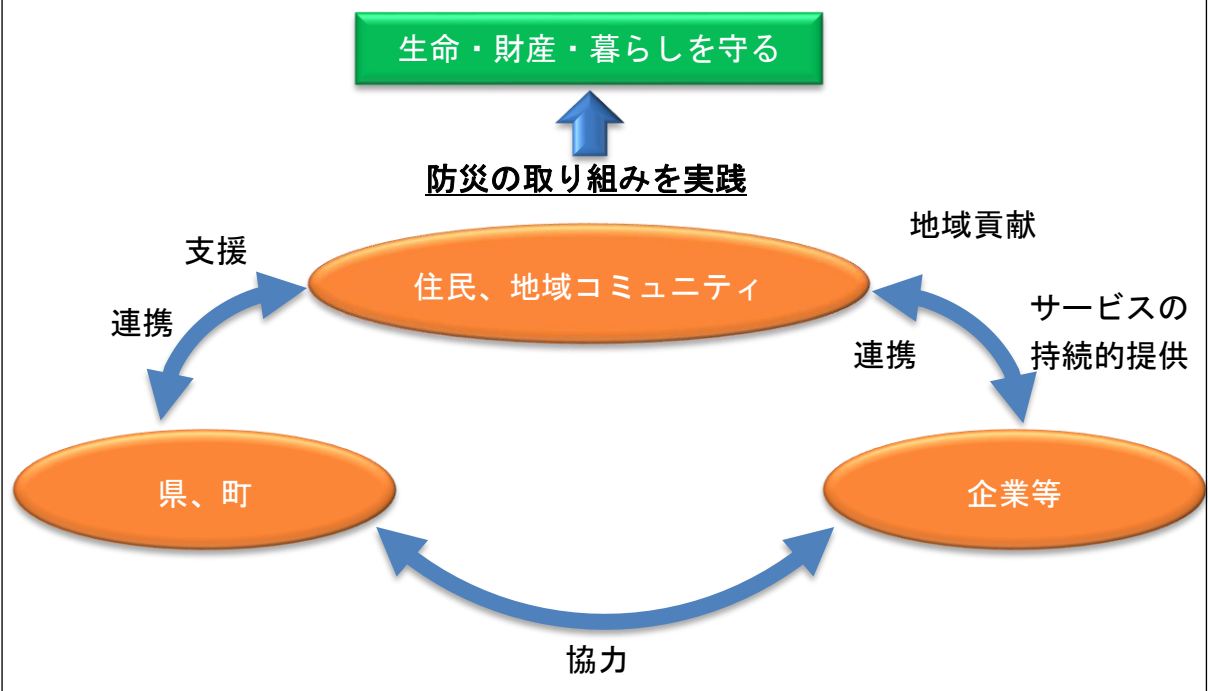
3 計画の目的

長野県が実施した県政モニター調査結果によると、災害時において最も心配することは、食料・飲料水・エネルギー・日用品の確保が困難になることが課題として挙げられています。

行政のみならず、企業、住民も、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靱化を意識することが必要です。

本計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、住民が一体となって強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守ることを目的とします。

※強靱化への取り組みイメージ図



4 計画期間

令和4年度を始期とし、基本計画や長野県強靱化計画の見直しなど、社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

5 施策の重点化

財政状況が厳しい中、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を推進するためには、施策の優先順位が高いものについて、重点化しながら進める必要があります。

災害に際しては、町や消防、警察などによる「公助」とあわせ自ら生命を守る「自助」、みんなで助け合う「共助」が必要です。

そのためには「学び」と「自治」に基づく取り組みが重要であると考え、その観点から3つの重点項目を設定しました。

重点項目 1	「学び」と「自治」で進める地域防災力の充実
《主な取組》 ・自主防災組織の充実強化 ・地域防災の要である「消防団」の活性化 ・要配慮者※を対象とする避難体制の整備 ・防災教育の推進	

※高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者

重点項目 2	地震から命を守る建物の強靱化
《主な取組》 ・住宅所有者に対する耐震化の普及・啓発の実施 ・被災者生活再建支援制度などの被災者支援制度の周知 ・家具転倒防止対策の普及・啓発の実施	

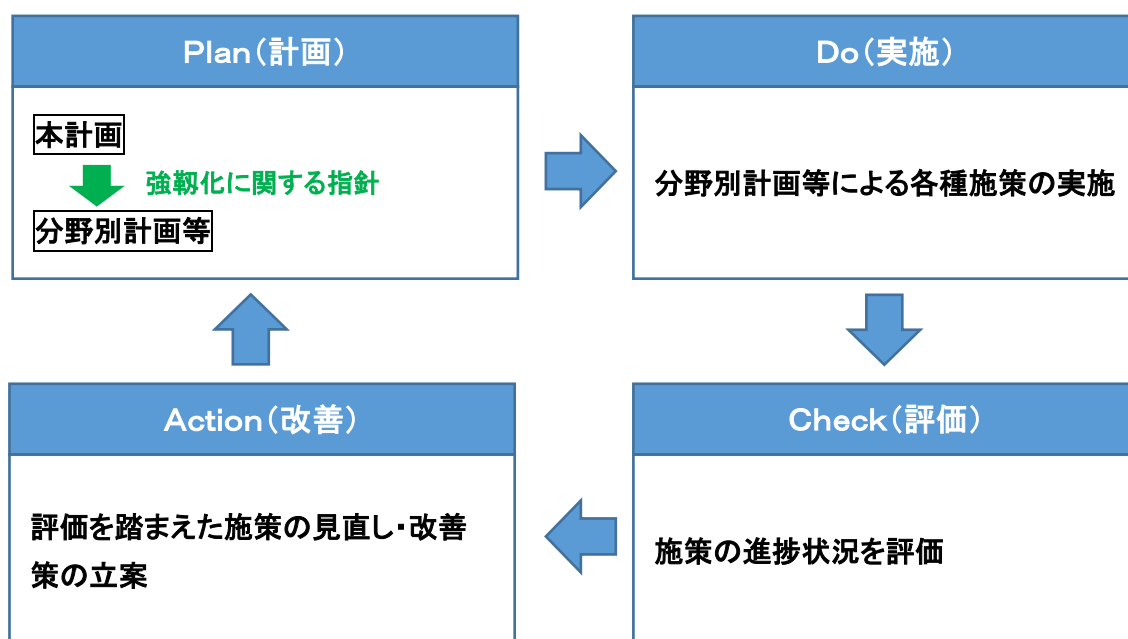
重点項目 3	集中豪雨などから命を守る水害・土砂災害対策
《主な取組》 ・公共施設、民間施設等への雨水貯留施設の設置等、治水対策の推進 ・「ハザードマップ」を活用した土砂災害警戒区域等の周知	

6 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた各種施策については、「池田町総合計画」、「池田町地域防災計画」、「池田町水防計画」及び分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて計画を見直します。

加えて、本計画に大きく関連する自然災害の被害想定に関する調査の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ適宜見直しを図ります。



第2章 基本的な考え方

1 想定するリスク

町で想定すべき自然災害には、地震災害、土砂災害・水害、大雪災害等があります。
なお、特に影響が大きいと想定される災害の代表例は以下のとおりです。

(1) 地震災害

長野県の地形は、大きくは県土の80%を占める山地と10%以下の盆地に分けられますが、特に山地と盆地の境界部に数多くの活断層が見られ、長野県における地震災害のリスクとなっています。

地震調査研究推進本部地震調査委員会では、糸魚川静岡構造線断層帯について新たな知見に基づき、これまで北部・中部・南部の3区分を北部・中北部・中南部・南部の4つの区間に再区分して評価しました。

その結果では、町に隣接する中北部区間(明科―諏訪湖南方)で、マグニチュード7.6程度の地震の起きる確率が平成27年(2015年)から30年以内で13%~30%、50年以内では、20%~50%となっており、これらの報告を注意深く見守りつつ、常に地震に対する備えに努める必要があります。

糸魚川-静岡構造線断層帯の地震における評価

評価単位区間	規模	30年以内 発生確率	50年以内 発生確率	100年以内 発生確率
北部区間(小谷-明科)	M7.7程度	0.008%~15%	0.02%~20%	0.05%~40%
中北部区間(明科-諏訪湖南方)	M7.6程度	13%~30%	20%~50%	40%~70%

出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会「長期評価による地震発生確率値の更新について」

(2) 水害・土砂災害

町の西側を流れる高瀬川は長野県の北部を流れる犀川の支流で、槍ヶ岳に源を発して北流し、三俣蓮華岳、野口五郎岳など北アルプスの奥山と大天井岳、燕岳などの前山の間に深い峡谷をつくります。不動滝から流路を東北東に変え、12km ほど流れて安曇野に出て、ここから南流して、犀川に合流します。昔から川の流れがたえず変化する荒れ川で、洪水が多く、大雨が降ると水があふれて大きな被害が生じることがたびたびありました。近年局所的な集中豪雨が多発していることから、河川の氾濫が頻発する恐れがあります。

町東部の東山(中山山地)は、かつては海だった場所であり、フォッサマグナの海の軟らかい堆積物が断層や褶曲(しゅうきよく)作用(地層が押しつぶされて曲がる)で盛り上がり、現在の山になりました。フォッサマグナの海の地層は中山山地の中央を南北に走る中山断層より東側の広津や陸郷に分布しています。この地層は風化するとものの泥や砂にもどってしまうため、大雨の際には地すべりや土砂崩れが多く発生する恐れがあります。

(3) 大雪災害

町は冬型の気圧配置による降雪量は少ない地域にあたり、年間の最深積雪の平年値は約40cm ですが、まれに見られる大雪は湿雪が多く、除雪が間に合わない場合には、交通に支障をきたすこともありました。

雪害に対する予防活動の推進を図り、地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持に資するため、主要幹線道路等の交通確保等を図り、雪害防止に万全を期する必要があります。

参考 長野県第3次地震被害想定

長野県は、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震といったこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうると言われている南海トラフの巨大地震に備えるため、県、市町村、地域の防災対策の基礎資料となる実践的で新たな被害想定を平成27年3月に策定した。

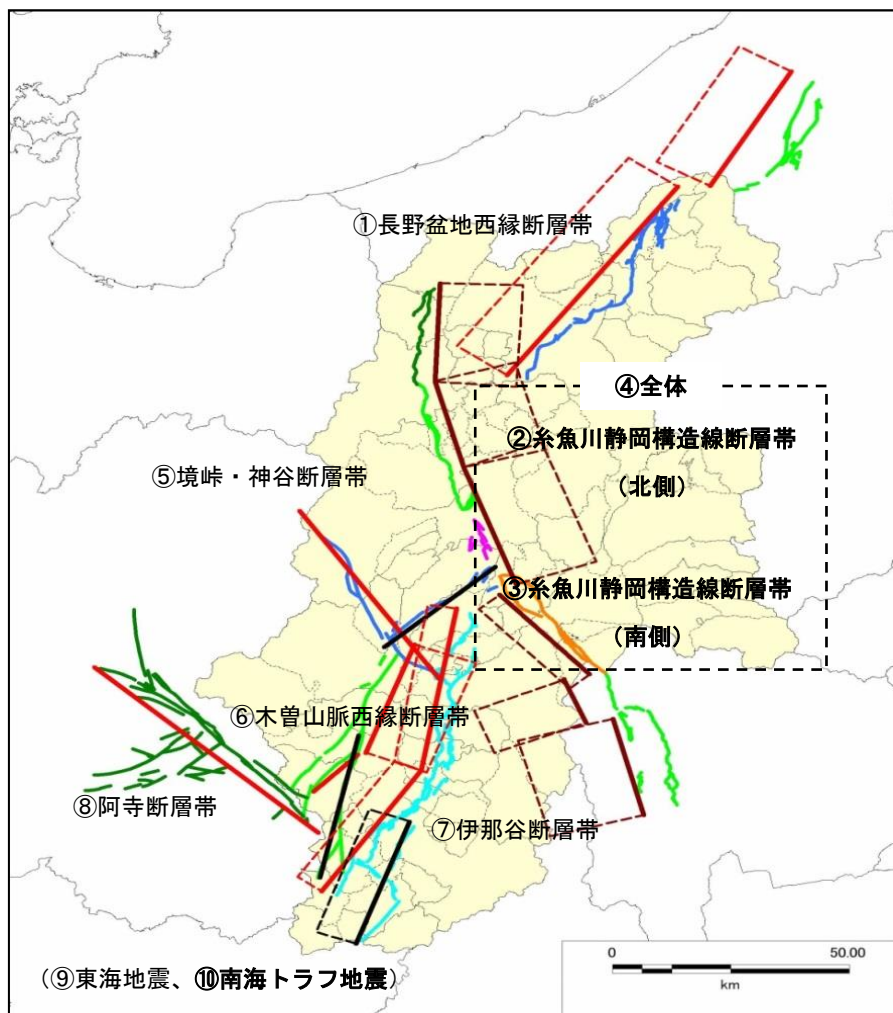
想定地震は、複数の活断層から各地域の地震被害の規模や重なりを考慮して選定した。

想定項目及び想定手法は、最新の科学的知見を踏まえて地震防災対策において必要な項目を選定した。

(1) 地震動の予測結果

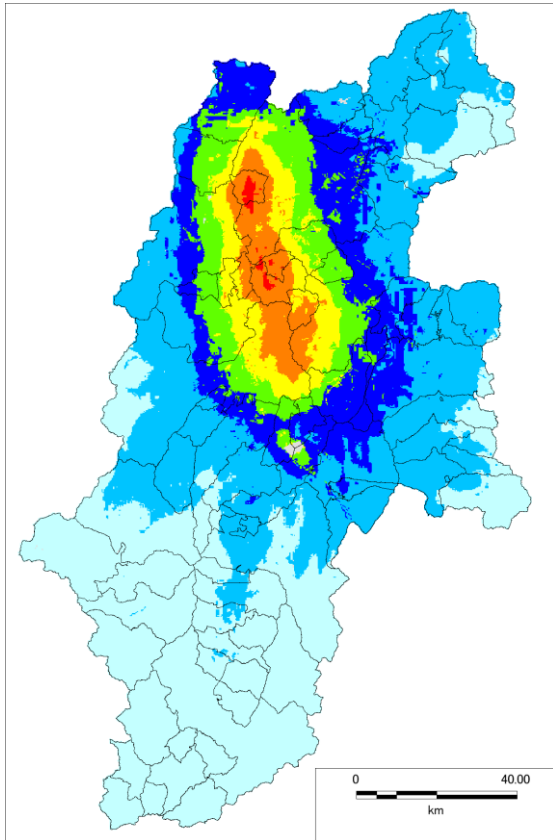
地盤モデルに基づき図1の①～⑩の地震について市町村別の震度予測を行った。

【図1 地盤モデル】（長野県危機管理防災課）

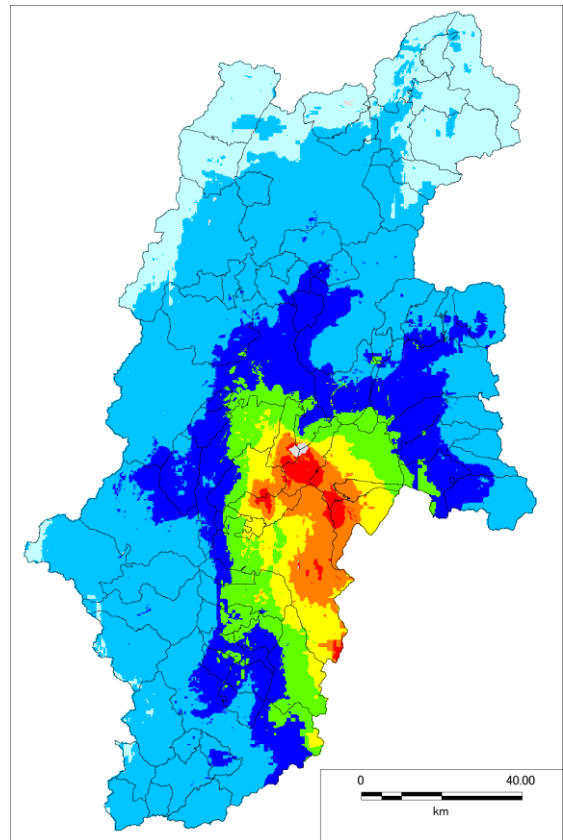


④の地震では、県の北部から中部の広い範囲にわたり震度6弱以上の強い揺れが予測されている。（県内市町村で震度4～7）

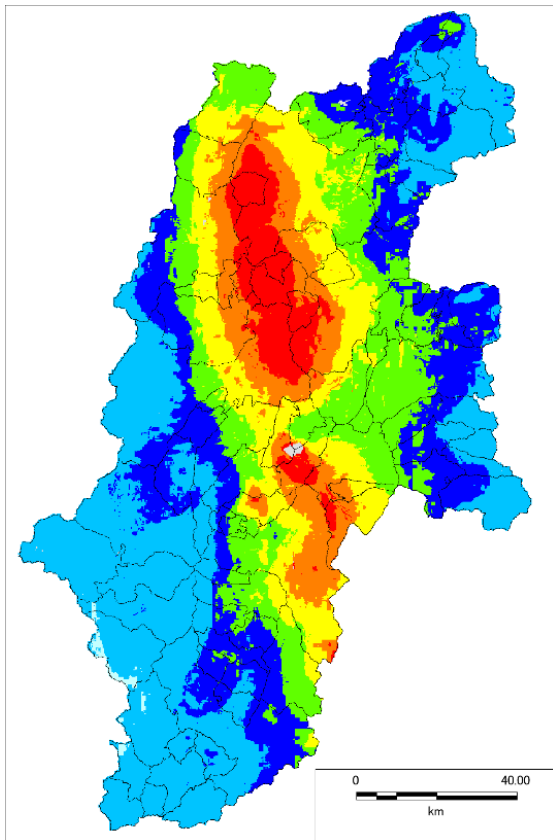
⑩の地震では、県の南部から中部の広い範囲にわたり震度6弱、5強の強い揺れが予測されている。



②糸魚川-静岡構造線断層帯（北側）の地震



③糸魚川-静岡構造線断層帯（南側）の地震



④糸魚川-静岡構造線断層帯（全体）の地震



(2) 県の被害想定による町の被害の概要

No. 1

大項目	小項目		単位	内陸型地震			海溝型地震		
				糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	想定東海地震	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	南海トラフ巨大地震(陸側ケース)
				最大震度:7	最大震度:6	最大震度:5強	最大震度:5弱	最大震度:5強	最大震度:5強
建物被害	液状化	全壊	棟	*	*	0	0	0	0
		半壊	棟	20	10	0	0	0	0
	揺れ	全壊	棟	1,010	50	0	0	0	0
		半壊	棟	1,820	400	0	0	0	0
	断層変位	全壊	棟	380	50	0			
	土砂災害	全壊	棟	20	20	*	0	0	*
		半壊	棟	50	50	*	0	0	*
	火災	焼失	棟	320	0	0	0	0	0
	合計	全壊・焼失	棟	1,350	60	*	0	0	*
		半壊	棟	1,900	470	*	0	0	*
人的被害	死者数	建物倒壊	人	50 (*)	*	*	0 (0)	*	*
		屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(建物損壊の内数)	人	*	*	*	0 (0)	*	*
		土砂災害	人	*	*	*	0 (0)	0 (0)	*
		火災	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		ブロック塀・自動販売機の転倒・屋内落下物による被害	人	*	*	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		死者数計	人	50 (*)	*	*	0 (0)	0 (0)	*
	負傷者	建物倒壊	人	450 (40)	80 (*)	*	0 (0)	*	10 (*)
		屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(建物損壊の内数)	人	40 (20)	10 (*)	*	0 (0)	*	10 (*)
		土砂災害	人	*	*	*	0 (0)	0 (0)	*
		火災	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		ブロック塀・自動販売機の転倒・屋内落下物による被害	人	*	*	*	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		負傷者数計	人	460 (40)	90 (*)	*	0 (0)	*	10 (*)
	重傷者	建物倒壊	人	230 (*)	50 (0)	*	0 (0)	*	*
		屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(建物損壊の内数)	人	10 (10)	*	*	0 (0)	*	*
		土砂災害	人	*	*	*	0 (0)	0 (0)	*
		火災	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		ブロック塀・自動販売機の転倒・屋内落下物による被害	人	*	*	*	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		重傷者数計	人	230 (*)	50 (*)	*	0 (0)	*	*
	自力脱出困難者		人	140 (20)	*	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

大項目		小項目		単位	内陸型地震			海溝型地震		
					糸魚川-静岡構造線断層帯の地震 (全体)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震 (北側)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震 (南側)	想定東海地震	南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)
					最大震度:7	最大震度:6	最大震度:5強	最大震度:5弱	最大震度:5強	最大震度:5強
生活支援	避難者数	被災1日後	合計	人	2,010	160	*	0	0	*
			避難所	人	1,210	90	*	0	0	*
			避難所外	人	810	60	*	0	0	*
		被災2日後	合計	人	3,790	890	*	0	*	20
			避難所	人	1,900	440	*	0	*	10
			避難所外	人	1,900	440	*	0	*	10
		被災1週間後	合計	人	3,330	550	*	0	0	10
			避難所	人	1,660	270	*	0	0	*
			避難所外	人	1,660	270	*	0	0	*
		被災1か月後	合計	人	3,130	280	*	0	0	*
			避難所	人	940	80	*	0	0	*
			避難所外	人	2,190	200	*	0	0	*
		避難所避難者における要配慮者数	1日後	人	240	20	*	0	0	*
			2日後	人	370	90	*	0	*	*
			1週間後	人	320	50	*	0	0	*
			1か月後	人	180	20	*	0	0	*
ライフライン	上水道	断水人口	人	10,010	8,100	80	0	10	1,420	
	下水道	支障人口	人	9,730	7,750	650	580	590	1,780	
	電力	停電軒数	軒	4,710	3,560	40	0	*	640	
物資不足	食料	過不足量	食	8,380	12,400	12,740	12,740	12,740	12,740	
	飲料水	過不足量	ℓ	△ 25,120	△ 8700	2,770	2,800	2,800	2,330	
	毛布	過不足量	枚	△ 2320	△ 90	100	100	100	100	

※1；被害想定はそれぞれが最大になる地震発生時の条件を考慮した場合を示す。

※2；各数値は1の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。

*；わずか

※3；「断層変位」は地震に伴い活断層の変位が地表に現れたことによる被害数を想定したもので、「揺れ」による全壊被害の内数とする。

※4；人的被害は観光客を考慮した場合を示す。表中の括弧（）は、観光客を考慮した場合としない場合の差を示す。

※5；「物資不足」では△が不足量を、正の数が必要量を上回る主要備蓄量や給水可能量を示す。

出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会「第3次長野県地震被害想定調査報告書」

2 総合目標、基本目標

国土強靱化を推進する上で、基本計画が掲げる基本目標と調和を図り設定された、長野県強靱化計画の「総合目標」と「基本目標」は普遍的なものと考えられます。そのため、本計画においても長野県強靱化計画の目標を準用し、以下のとおり本計画の「総合目標」と、「基本目標」を設定します。

総合目標	多くの災害から学び、いのちを守る地域づくり
基本目標	1 人命の保護が最大限図られること 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること 5 流通・経済活動を停滞させないこと 6 二次的な被害を発生させないこと 7 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに

3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、町の強靱化を推進する上で配慮すべき事項を取りまとめ、取組を進めていくこととします。

（１）強靱化を推進する上での取組姿勢

- 町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進
- 町が有する抵抗力、回復力、適応力の強化
- 短期的な視点によらず、長期的な視点を持った計画的な取組の推進

（２）適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- 自助、共助、公助を適切に組み合わせ、町と住民とが適切に連携及び役割分担を行いながら取組を実施

（３）効率的な施策の推進

○既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し、効率的な施策を推進

（４）地域特性に応じた施策の推進

- 地域コミュニティ機能を向上するとともに、各地域における担い手が適切に活動できる環境整備を推進
- 女性、高齢者、子ども、障がい者などに配慮した施策の推進
- 地域特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮

＜参考＞国土強靱化を推進する上での基本的な方針（※基本計画引用）

（１）国土強靱化の取組姿勢

- ①我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ②短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

（２）適切な施策の組み合わせ

- ⑥災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

- ⑨人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

第3章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）

1 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方

国は基本計画において、国の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し評価する「国土の健康診断」を実施するため、脆弱性評価を行っています。この評価は、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する各省庁の施策について横断的に評価することとし、国は45項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

また、長野県強靱化計画では、国と同様の枠組みにより脆弱性評価を実施しています。町は、国及び県の脆弱性評価を参考に、以下の手順で評価を実施しました。

① 町における「起きてはならない最悪の事態」を設定



② ①に対する町の施策、指標の洗い出し



③ ②について現状、問題点を整理



④ ③に対する施策を検討

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は次のとおりです。

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護が最大限図られること	1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-5	避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1	信号機の停止等による交通事故の多発
	3-2	町役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
	3-3	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	3-4	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動を停滞させないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺（まひ）
	5-2	道路等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞
6 二次的な被害を発生させないこと	6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
	6-2	農地・森林等の荒廃
	6-3	観光や地域農産物に対する風評被害
	6-4	避難所等における環境の悪化
7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻る	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 脆弱性評価結果

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果は、次のとおりです。

1 人命の保護が最大限図られること

1-1) 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

住宅の耐震化

○平成 23 年には長野県北部地震（震度 6 強）や中部地震（震度 5 強）が、また、平成 26 年には長野県神城断層地震（震度 6 弱）が発生し、県内で地震がいつどこで発生するか予断を許さない状況です。

○広い住宅や後継者がいない住宅が多く、居住者の高齢化などによる経済的理由から、耐震対策が実施されず、耐震性が低い住宅が多数ある状況です。

○人命の保護とともに、災害発生後もできる限り日常生活が継続できることを目指して、住宅の耐震化を一層進める必要があります。

家具の転倒防止

○近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊のほか、タンス等家具による転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要があります。

町営住宅の老朽化

○町営住宅の状況を的確に把握し、耐久性向上等を図るため、計画的に修繕・改善を実施することにより、長寿命化を推進する必要があります。

空き家対策

○倒壊や飛散等により通行人や近隣住民への被害が予想されるため、総合的な空き家対策を推進する必要があります。

1-2) 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

大規模建築物の耐震化

○多数の者が利用する大規模な建築物は、地震等により倒壊した場合には、多くの被災者や被害が発生します。また、地震等により天井等が落下した場合にも、多くの被災者が発生します。

○平成 25 年の耐震改修促進法の改正を受け、これらの建築物の早期の耐震診断や耐震改修が求められています。

町施設や集落センター等の対策

○町施設や各地区集落センター等の中には耐震化が必要なものや、老朽化が進んでいるものがあるため、大規模な不具合が発生する前に対策を実施する必要があります。

1-3) 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

治水対策

○高瀬川は昔から川の流れがたえず変化する荒れ川で、洪水が多く、大雨が降ると水があふれて大きな被害が生じることが度々ありました。近年局所的な集中豪雨が多発していることから、河川の氾濫が頻発する恐れがあります。このため、河川改修及び流水機能を確保する対策が必要です。

○近年、気候変動による豪雨が増加し、水害が激甚化、頻発化していることから、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の取り組みが必要です。

水防災意識社会の再構築

○平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨、平成 28 年 8 月に発生した台風による東日本から北日本での豪雨などにより全国各地で大規模な洪水被害が発生していることから、多くの河川を抱える長野県においても同じような大水害が起こり得ることを念頭に、社会の意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと転換し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する必要があります。

1-4) 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

土砂災害対策の推進

○急峻(きゅうしゅん)な地形と脆弱な地質を有する町においては、対策必要箇所が多数存在するため、ハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフトを組み合わせた対策を進める必要があります。

森林の荒廃対策

○平成 29 年 7 月九州北部豪雨などの山地災害において、崩壊地や土石流流下部が森林域であったことや、流木の発生が災害後の行方不明者捜索や復旧事業の支障となったことなどから、森林整備と施設整備が一体となった治山事業により森林の土砂災害防止機能を向上させ、土砂災害や流木災害を防ぐ「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。

1-5) 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
避難指示等の情報伝達体制の推進 ○災害から被害を受けないためには、各自がその危険性を認識し、迅速な避難行動を起こすことが重要です。 ○避難行動は自ら判断し行動を起こすことが基本ですが、町から避難指示等が発令された場合は、それに従い、迅速な避難行動をとる必要があります。
防災教育の推進 ○災害発生時に児童生徒が自ら危険を回避する力を育成するため、学校を始め様々な方法で実践的な安全教育の指導法構築に取り組むなど、引き続き防災教育の充実を図る必要があります。
避難行動要支援者対策の推進 ○災害発生時に支援を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が、迅速かつ安全に避難できる地域づくりを進めるため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて地域の要配慮者、支援者、社会資源等を把握し、個別計画の策定を推進する必要があります。
要配慮者利用施設対策の推進 ○社会福祉施設などの要配慮者利用施設は令和元年東日本台風の際にみられるように、災害時においては要配慮者の迅速な対応が困難であることを前提に地域の実情を反映した警戒避難体制を整備するとともに、施設管理者を含め職員が町から発令される避難情報を正しく理解し、迅速な避難行動に移ることができるような取り組みを行う必要があります。
聴覚障がい者の避難・情報伝達体制の整備 ○聴覚障がい者は音声情報による伝達が困難であり、配慮が必要です。手話が言語であることを町民が理解し、手話がコミュニケーション手段として広く普及することにより、「ろう者」の社会参加を促進するとともに、災害時にろう者の安全を確保し、手話で避難誘導のできる住民を増やす必要があります。 ○音声情報のみならず、視覚への情報提供ツールの活用を推進するとともに、聴覚障がい者自らが災害に備えるための取組が必要です。

2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

2-1) 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

緊急輸送路整備の推進

○地震により橋梁(きょうりょう)等が破損すると、避難や救急・消火活動、緊急物資の輸送に支障が生じる恐れがあります。このため、緊急輸送路における狭隘(きょうあい)箇所等の整備、要対策橋梁や沿道建築物等の耐震補強を進める必要があります。

大雪による孤立対策の推進

○大雪による長時間に及ぶ通行止めは、住民生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。大雪に伴う集落の孤立などを防止するため、道路の除排雪をはじめとして冬期交通の確保対策を推進する必要があります。

水、食料等の不足対策の推進

○大規模自然災害が発生し、住家等の被害があった場合、被災者はまず避難所に避難することになりますが、断水や物流の途絶により、水、食料等の生命を維持するための物資が不足する可能性があることから、適切な量と迅速な提供態勢を確保するとともに、水道等の早期復旧を実施する必要があります。

ヘリコプターによる救急救助、救援物資搬送

○大規模自然災害が発生した時には、迅速な救急救助活動や効率的な救援物資搬送等を行う必要があります。道路交通網が被災し、孤立集落が発生した場合等にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的に救急救助や救援物資搬送を実施することが重要です。

2-2) 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

自主防災組織の充実強化

○被害を出さない取組である「防災」から、被害を減らす「減災」の取組が、地域の防災力の強化に繋がります。災害による被害を最小限に抑えるには、自ら身を守る「自助」、行政機関等の災害支援である「公助」のほか、地域の人々の助け合いである「共助」があり、その「共助」の中心的な役割を果たすのが、自主防災組織の活動です。そのため、その活動の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。

消防団の活性化

○消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、各市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。

○消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模自然災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、火災現場での消火活動、水防活動、台風時の警戒をはじめ、住民の避難誘導、警戒区域の設定など、常備消防と連携した活動をしています。

○社会情勢の変化、人口減少により町内の消防団員数は減少傾向にあり、団員確保に苦慮しています。団員確保キャンペーン等のPR活動では十分な効果が得られず、より効果的な団員確保に取り組む必要があります。

消防の体制整備の促進

○大規模自然災害時においては、被災地の救助・救急ニーズが大幅に増加するため、迅速な救助活動等を維持するには、多数の応援を要請する必要があります。

○北アルプス広域消防本部との連携により的確な応援、受援体制を整え、迅速な救助活動を実施するため、施設や人員などの消防力の充実・強化を進める必要があります。

警察との連携強化

○災害時における治安悪化や、交通事故の多発等を防止するため、平常時から警察と情報交換などを行い、連携強化を図る必要があります。

自衛隊による迅速な人命救助等の推進

○災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要があります。

2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

石油類燃料の安定供給の確保

○災害時において救助・救急にあたる医療機関等への燃料供給が滞らないよう、平常時から、防災知識の普及啓発や災害対策に関する協議を行うなど、連携の強化を図る必要があります。

2-4) 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
災害時における医療支援体制の構築 ○災害時において連携し迅速かつ的確な医療救護活動を図るため、一般社団法人大北医師会と「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結しています。平常時から連絡先の確認など情報交換を行い、連携対策の強化を図る必要があります。
災害時における医療支援体制の構築 ○大規模自然災害が発生し、ライフラインの途絶や医薬品等の供給が停止した場合、地域の衛生状態の悪化に伴う感染症等が大発生する可能性があります。
2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
災害時における感染予防対策の推進 ○大規模自然災害が発生し、ライフラインの途絶や医薬品等の供給が停止した場合、地域の衛生状態の悪化に伴う感染症等が大発生する可能性があります。
避難所における感染予防対策 ○避難所における感染症のまん延防止は、手洗い及び手指消毒、咳エチケットの徹底が有効であり、併せて、間仕切り等を配備するなど、生活空間の衛生を確保する必要があります。

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

3-1) 信号機の停止等による交通事故の多発

交通事故の多発防止対策

○信号機の停止等による交通事故の多発を防止するため、平常時から警察と情報交換を行い、連携強化を図る必要があります。

3-2) 町役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

町の業務継続計画の推進

○大規模自然災害時においては、役場庁舎も被災するため、人員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れが発生する可能性があります。そのため、業務継続計画(BCP)の更新や見直しを継続していくとともに、災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等について引き続き検討する必要があります。

広域応援の推進

○「長野県市町村災害時相互応援協定」により、応援する市町村をあらかじめ定め、物資調達、人的支援等の支援が実施されることになっています。今後は、有効に機能させるための取り組みが必要となっています。

代替庁舎の特定

○役場庁舎が水害等により使用不能になった場合、代替施設を特定し、本部機能を確保できるようにする必要があります。

3-3) 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺（まひ）・長期停止

通信手段の確保

○災害時における情報通信の麻痺(まひ)、長期停止を招く大きな要因として、通信施設の停電・倒壊、通信ケーブルの切断、被災地域への通信集中による輻輳(ふくそう)があります。このため、予備電源を備えた非常時の通信手段をあらかじめ確保しておく必要があります。

3-4) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

情報伝達手段の強化

○災害時に住民に対して災害情報を迅速に伝達するため、多様な手段で伝達できる仕組みを構築する必要があります。

4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

4-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

倒木による長期間の停電

○令和元年東日本台風では、強風で倒れた木が電線などを切断したことで、町内でも停電となる地域がありました。教訓として樹木の適正な維持管理の大切さが重要視されています。樹木の所有者は、倒木による停電や交通障害を防ぐために、樹木の適正な維持管理を行う必要があります。

再生可能エネルギーの導入拡大

○災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、太陽光などの再生可能エネルギーを利用した分散型のエネルギー供給体制の整備を支援するとともに、家庭・事業所に再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要があります。

4-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

上水道・用水供給の体制整備

○町水道施設の耐震化を進めるとともに、老朽化への対策が必要です。併せて、水源における風水害への対策が必要です。

応急給水体制の整備

○災害発生時の飲料水確保のため、停電時における早期の電力復旧対応の要請や関係機関との協力体制の構築等、速やかな応急給水体制の強化を図る必要があります。

4-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

污水处理施設の耐震化等

○污水处理施設等の早期復旧のため、関係機関と連携して下水道施設等の耐震化を推進していく必要があります。

4-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

道路ネットワークの整備

○町は急峻(きゅうしゅん)な地形を有し脆弱(ぜいじゃく)な地質が分布しているため、大雨や地震による土砂崩落等で道路が寸断される事象が多く発生しています。緊急輸送路の信頼性の向上など、防災・減災の観点から重点的・効率的に町道の整備を推進する必要があります。

町営バス等地域公共交通の確保

○災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス運行委託事業者等との情報共有を図り、代替路線による迂回(うかい)路運行を迅速に行うなど災害状況に応じた地域交通の確保を図る必要があります。

5 流通・経済を停滞させないこと

5-1) サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺（まひ）

各種産業の連携維持

○各種（第1次・2次・3次）産業の連携を強め、民間企業の活力を引き出す方策を充実していく必要があります。

BCPの策定等の推進

○災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも、できるだけ早期に復旧できるようにするために、予め事業継続計画（BCP）を策定しておくことが有効であることから、町内企業におけるBCP策定を促進する必要があります。

5-2) 道路等の基幹的交通ネットワークの機能停止

道路の代替性の確保

○基幹的交通分断の態様によっては、代替機能が不足することが想定され、広域的な支援に支障が出るほか、復旧・復興が遅れるため、幹線道路ネットワークの適切な代替性の確保や、災害時における関係機関の相互の連携を図る必要があります。

5-3) 食料・飲料水等の安定供給の停滞

備蓄、物資の供給

○広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、町の備蓄だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努める必要があります。

6 二次的な被害を発生させないこと

6-1) 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

土石流、地すべり等による二次災害発生対策の推進

○地震等の大規模災害発生後には、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生の危険性が増大します。二次災害の発生を抑制するためには、応急対策工事の実施や警戒避難体制の早期構築が重要です。また、土砂災害の危険箇所等を点検し、二次災害発生の危険性があるかを確認する必要があります。

6-2) 農地・森林等の荒廃

農地・農業用施設等の保全管理の推進

○農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要があります。

6-3) 観光や地域農産物に対する風評被害

風評被害対策の推進

○大規模自然災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、インターネット等により拡散する場合があります。そのため、国内外に正しい情報を発信するとともに、プロモーション支援等の適切な対応を実施する必要があります。

○農産物の風評被害を防止するためには、平時から農業者と消費者の顔の見える関係を構築しておくことも有効です。

6-4) 避難所等における環境の悪化
避難所の環境対策 ○災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう、町や住民は避難所の運営についての取り決め等を事前に定め、研究しておく必要があります。特に、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦などの災害対応能力の弱い方や女性に対する配慮が必要です。
避難者の健康管理の推進 ○長引く避難所生活では、心身のストレス等により、健康状態の悪化が懸念されます。避難所における避難者の健康状態の悪化を防止する必要があります。
要配慮者の受入体制の推進 ○熊本地震では、高齢者や障がい者などの要配慮者について、一般避難所から福祉避難所へ移動する方を選定する際に、明確な基準がなく避難所の自治体職員が判断を迫られたり、障がい者が避難所への受け入れを断られるなどの事例があったことから、要配慮の方が災害時に適正な避難生活を送ることができるようにする必要があります。今後は、避難行動要支援者を特定し、直接福祉避難所へ避難できるよう体制の整備が必要です。

7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに

7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理計画の策定推進

○大規模災害時には、通常の廃棄物に加え、大量に発生する災害廃棄物を適正かつ、迅速に処理することが求められるため、池田町災害廃棄物処理計画に基づきを整備する必要があります。

7-2) 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

道路啓開等の対策推進

○大規模自然災害により道路にがれき等が散乱すると、緊急車両や生活物資運搬車両等の通行に支障が生じる恐れがあります。このため、速やかな道路啓開等により生活の安定と被災地の復興を支援する必要があります。

7-3) 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

被災者生活再建支援制度等の活用

○自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援制度などを活用し、生活の安定と被災地の速やかな復興を支援する必要があります。

7-4) 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

自主防災組織の充実強化

○長引く避難生活等により地域コミュニティが崩壊することを防ぐため、地域ごとの自主防災組織の立ち上げや、その活動の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。

第4章 推進方針（取り組むべき事項）

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策推進方針は、次のとおりです。

1 人命の保護が最大限図られること

1-1) 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

住宅の耐震化(建設水道課建設管理係)

○県と連携して耐震診断、耐震改修に対する助成等の支援、耐震工法の事例や事業者等の情報を提供し住宅の耐震を促進します。

家具の転倒防止(総務課危機管理対策室)

○住宅における地震対策について、家具の転倒、落下防止対策の普及啓発を実施します。

町営住宅の老朽化(建設水道課建設管理係)

○町営住宅について、計画的に修繕等を実施します。

空き家対策(企画政策課移住定住促進係)

○所有者に対し適正管理を促すとともに、空き家バンク制度等による改善を図ります。
「池田町空き家等対策計画」に基づく特定空き家に対しては、勧告や命令を通じ改善を図ります。

1-2) 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

大規模建築物の耐震化(建設水道課建設管理係)

○県と連携して多数の者が利用する大規模な建築物の耐震診断・耐震補強などの助成を実施するほか、耐震改修に関する情報の提供を行うなど、「池田町耐震改修促進計画」に沿って、計画的に耐震化を進めます。

町施設や集落センター等の対策(企画政策課町づくり推進係)

○町施設や各地区集落センター等の中には耐震化が必要なものや、老朽化が進んでいるものについて、大規模な不具合が発生する前に、改築や耐震化を図ります。

1-3) 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水 治水対策(総務課危機管理対策室) ○国、県と連携して河川施設及び洪水調節施設の整備や内水対策等を実施し、治水対策を進め、河川管理施設について、定期的に点検を実施するとともに、施設の計画的な修繕を実施します。 ○学校・公共施設、民間施設等での雨水貯留施設の設置を推進するとともに、ため池や農地を利用した雨水流出の抑制等を促進します。また、各家庭・事業所への雨水貯留タンクや浸透施設等の設置を推進します。 水防災意識社会の再構築(総務課危機管理対策室) ○県と連携して想定最大規模降雨での洪水浸水想定区域図の作成、周知や水位計の増設、水位周知河川の追加による水害危険性の周知を促進します。
1-4) 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生 土砂災害対策の推進(総務課危機管理対策室・建設水道課土木係) ○国や県と連携して砂防堰堤(えんてい)の整備などを推進します。 ○ハザードマップを活用した土砂災害警戒区域等の周知や自主防災組織を主体とした避難訓練の実施など警戒避難体制を強化します。 森林の荒廃対策(産業振興課耕地林務係) ○県が実施する治山事業と連携して、森林の土砂災害防止機能の向上を推進します。また、森林、里山の適切な環境を維持するために、林道の維持、管理や間伐整備を実施します。

1-5) 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
避難指示等の情報伝達体制の推進(総務課危機管理対策室) ○町は適切に避難指示等を発令するとともに、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人一人の居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図るとともに、迅速に住民一人一人が避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供します。
防災教育の推進(総務課危機管理対策室・学校保育課学校保育係) ○県と連携して学校における防災教育の指針である「防災教育の手引き」を普及するなど、災害発生時に児童生徒が自ら危険を回避する力の育成を図ります。 ○学校における防災教育と併せて、地域の実情に応じて、自主防災組織などとの連携に基づく防災教育を広く推進し、児童生徒にとってより身近な視点からの防災意識の啓発を図ります。
避難行動要支援者対策の推進(総務課危機管理対策室・健康福祉課福祉係) ○平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成します。 ○避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら、避難支援体制(住民支え合いマップの作成)の整備を図ります。
要配慮者利用施設対策の推進(総務課危機管理対策室) ○避難確保計画の作成などを義務付ける水防法等の改正を受け、県と連携して要配慮者利用施設の施設管理者に対し、地域の実情を反映し実効性の高い計画となるよう促すとともに、計画に基づき災害発生時に利用者が迅速な避難行動をとることができるように、実効性の高い避難訓練の実施に向けた助言を行います。
聴覚障がい者の避難・情報伝達体制の整備(総務課危機管理対策室・健康福祉課福祉係) ○県と連携して災害時のろう者の安全を確保するため、遠隔手話通訳システムの使用や手話講座の開催等を通じて手話で避難誘導のできる住民を増やし、地域の防災力を高めます。 ○防災行政無線のみならず、コミュニケーションボード等聴覚障がい者が災害時に必要な持ち物の周知等、聴覚障がい者自らが災害に備えるための取り組みを実施します。

2 負傷者に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

2-1) 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

緊急輸送路整備の推進(建設水道課建設土木係)

○救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等について、国、県と連携して落石等危険箇所
の防災対策や橋梁の長寿命化を推進します。

大雪による孤立対策の推進(建設水道課建設管理係)

○国や県、警察及びその他関係機関と情報共有及び連携を図りながら、大雪に伴う孤立
を防止するため、道路の除排雪をはじめとして冬期交通の確保対策を推進します。

水、食料等の不足対策の推進(総務課危機管理対策室)

○家庭における備蓄については防災訓練等で啓発活動を実施します。

また住民に対して災害が発生してから最低でも3日分、周囲の道路状況によっては7日
分程度の食料と飲料水の備蓄を推奨していきます。

○町における備蓄については、引き続き計画的に更新します。

ヘリコプターによる救急救助、救援物資搬送(総務課危機管理対策室)

○陸上の道路交通が寸断した場合における救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資
の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、県に消防防災ヘリコプター等の出動
を要請します。

2-2) 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
自主防災組織の充実強化(総務課危機管理対策室) ○災害による被害を減らす「減災」の取り組みには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠です。その重要な役割を担う自主防災組織について、「地区防災計画」の作成推進や県が実施する「自主防災組織リーダー研修」等を通じて、自主防災組織の結成や活性化を促進します。 ○男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進します。
消防団の活性化(総務課危機管理対策室) ○消防団への入団希望者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進します。 ○研修や訓練を定期的に行い、消防団員の資質向上を図ります。
消防の体制整備の促進(総務課危機管理対策室) ○町は消防施設等及び消防水利施設の整備について年次計画を立て、強化を図ります。 ○北アルプス広域消防本部との連携により的確な応援、受援体制を整え迅速な救助活動を実施するため、施設や人員などの消防力の充実・強化を進めます。
警察との連携強化(総務課危機管理対策室・住民課環境整美係) ○災害時の治安悪化や交通事故の多発等を防止するとともに、広域支援をより効果的に受け入れるため、警察と平常時から情報交換や防災訓練等を実施することにより、連携体制の強化を図ります。
自衛隊による迅速な人命救助等の推進(総務課危機管理対策室) ○災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や防災訓練等を実施することにより、連携体制の強化を図ります。
2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
石油類燃料の安定供給の確保(総務課危機管理対策室) ○災害時において救助・救急にあたる医療機関等への燃料供給が滞らないよう「災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定」や「災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定」に基づき、長野LP協会大北支部等と平常時から防災知識の普及啓発や災害対策に関する協議を行うなど、連携の強化を図ります。

2-4) 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
災害時における医療支援体制の構築(健康福祉課健康増進係) ○災害時において連携して迅速かつ的確な医療救護活動（医療救護班の派遣など）を実施するために、一般社団法人大北医師会と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づいて、平常時から連絡先の確認など情報交換を行い、連携体制の強化を図ります。
災害時における医療支援体制の構築(総務課危機管理対策室・健康福祉課健康増進係) ○避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、マスクの着用、咳(せき)エチケットを徹底するとともに、間仕切り等を配備するなど、生活空間の衛生の確保を図ります。 ○平常時から感染予防対策避難所設置訓練を実施して、避難所のレイアウトや避難者の受入れ手順、感染症状のある避難者への対応方法等を確認します。
2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
災害時における感染予防対策の推進(総務課危機管理対策室・健康福祉課健康増進係) ○感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を確保するため、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給・接種体制の整備、住民に対する啓発等、発生に備え事前に準備します。
避難所における感染予防対策(総務課危機管理対策室) ○避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒、マスクの着用、咳エチケットを徹底するとともに、間仕切り等を配備するなど、生活空間の衛生の確保を図ります。 ○平常時から感染予防対策避難所設置訓練を実施して、避難所のレイアウトや避難者の受入れ手順、感染症状のある避難者への対応方法等を確認します。

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

3-1) 信号機の停止等による交通事故の多発

交通事故の多発防止対策(住民課環境整美係)

○警察と平常時から情報交換や訓練等を実施することにより、連携体制の強化を図り、信号機の停止等による交通事故の発生を防ぎます。

3-2) 町役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

町の業務継続計画の推進(総務課危機管理対策室・総務課総務係)

○大規模災害発生時に、迅速に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により住民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、「池田町業務継続計画（BCP）」に沿って行動します。

広域応援の推進(総務課危機管理対策室)

○「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく県内市町村同士の広域応援が迅速かつ円滑に行えるよう、県が実施する物資調達・人的支援訓練に参加するなど広域応援を実施する体制を整えます。

代替庁舎の特定(総務課危機管理対策室・総務課総務係)

○町役場本庁舎が水害等により使用不能になった場合、代替施設の優先順位第1位を池田町総合福祉センター「やすらぎの郷」とし、第2位を池田町交流センター「かえで」とします。

3-3) 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

通信手段の確保(総務課危機管理対策室)

○総務課危機管理対策室に衛星携帯電話を確保しています。また、可搬型移動局1台、消防団各車両に車載型移動局無線18台、各分団等に携帯型移動局無線を27台配備、北アルプス広域消防本部と大北の市村(松川村を除く)との通信が可能です。その他IP無線を3台保有しており、増台を計画していきます。

3-4) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

情報伝達手段の強化(総務課危機管理対策室)

○災害時に住民に対して災害情報を迅速に伝達するため、防災行政無線、メール配信、ホームページ、電話、FAX、SNS等の多様な手段を用いて広報を実施します。

4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

4-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

倒木による長期間の停電(総務課危機管理対策室・建設水道課建設管理係)

○電力事業者と「災害時における相互協力に関する協定」を締結し、災害復旧に必要な道路通行のための倒木処理、除雪作業や電力供給施設に関する保安伐採に相互協力します。

○樹木の所有者へ倒木による停電や交通障害を防ぐために、樹木の適正な維持管理を行うよう周知します。

再生可能エネルギーの導入拡大(住民課環境整美係)

○太陽光などの再生可能エネルギーを利用した分散型のエネルギー供給体制の整備を支援するとともに、家庭、事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進します。

4-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

上水道・用水供給の体制整備(建設水道課水道係)

○町水道設備の耐震化、老朽化対策や水源における水害への対策を推進します。

○被災した場合、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施します。

応急給水体制の整備(建設水道課水道係)

○飲料水の確保について、清浄な水の確保が可能な上水道、簡易水道等の水源地を把握し、平常時から水質等の検査を行い、災害時に備えます。

また、給水タンク等の確保を図り、飲料水の応急給水に備えます。

なお、町のみでは飲料水の給水が困難な場合など、通常想定できる規模を超える災害については、関連事業者に協力を要請します。

4-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

污水处理施設の耐震化等(建設水道課水道係)

○污水处理施設の耐震化を推進します。

4-4) 地域交通ネットワークが分断する事態
道路ネットワークの整備(建設水道課土木係) ○災害時においても道路交通ネットワークが確保できるよう、県、周辺市町村と連携して広域道路交通網の整備と基幹となる町道の整備を推進します。
町営バス等地域公共交通の確保(住民課環境整美係) ○災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス運行委託事業者等との情報共有を図り、代替路線による迂回(うかい)路運行を迅速に行うなど、災害状況に応じた地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図ります。

5 流通・経済活動を停滞させないこと

5-1) サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺（まひ）

各種産業の連携維持（産業振興課観光係、産業振興課商工係）

○農業、商工、観光が連携して産業間の連携強化、地域産業の活性化を図ります。
さらに、中小企業への融資斡旋（あっせん）、利子補給、保証料補給を実施するとともに、商工会と連携し多様な助成制度の周知等、経営支援に努めています。

企業の事業継続計画（BCP）の策定等の推進（総務課危機管理対策室）

○災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるBCPの策定を促進します。

5-2) 道路等の基幹的交通ネットワークの機能停止

道路の代替性の確保（総務課危機管理対策室・建設水道課建設管理係）

○災害時における幹線道路ネットワークの適切な代替性の確保について、日頃から県との連携を図ります。

5-3) 食料・飲料水等の安定供給の停滞

備蓄、物資の供給（総務課危機管理対策室）

○広範囲にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、町の備蓄だけでは食料供給が困難な場合に備え、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づいて、他の市町村が実施する防災訓練に相互に参加するなど、日頃から県や周辺市町村との連携を強化します。

6 二次的な被害を発生させないこと

6-1) 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

土石流、地すべり等による二次災害発生対策の推進(総務課危機管理対策室・建設水道課土木係)

○大規模災害が発生した場合には、土石流、地すべりなどの土砂災害による二次災害発生に備えるために、国や県と連携して小型無人機を活用するなど安全を確保したうえで、現地調査を実施するとともに、迅速に応急対策工事と警戒避難体制の構築を実施します。

○地震発生後は地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生する可能性があります。このため、震度5強以上の震度を観測した場合は、長野地方気象台と県が協議の上、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

6-2) 農地・森林等の荒廃

農地・農業用施設等の保全管理の推進(産業振興課耕地林務係)

○農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進します。

6-3) 観光や地域農産物に対する風評被害

風評被害対策の推進(産業振興課農政係)

○国や県等と連携してホームページ等を通じて災害に関する状況を正確に発信することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害の防止に努めます。

6-4) 避難所等における環境の悪化
避難所の環境対策(総務課危機管理対策室) ○東日本大震災等の教訓を踏まえ、避難所における良好な生活環境確保のため、避難所における日用生活品の備蓄を推進するとともに、被災者ニーズにあった環境整備を推進します。長時間の避難にも耐えられるエアーマットやプライバシー確保のための簡易間仕切り等の備蓄を推進します。
避難者の健康管理の推進(総務課危機管理対策室・健康福祉課健康増進係) ○避難者の健康を確保するために、保健師による健康状態の把握、健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置、まん延防止措置、管理栄養士による食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行います。 ○県と連携して、県から保健師等の派遣を受け、避難者の感染防止及び心身の健康支援を行います。
要配慮者の受入体制の推進(総務課危機管理対策室・健康福祉課福祉係) ○要配慮者の方が適切な避難生活を送ることができるよう、県と連携して福祉避難所への移動基準等を整備します。また、「災害時住民支え合いマップ」や国のガイドライン等を活用し、要配慮者の方が避難所への受け入れを断られないことがないよう、適正な避難所の運営管理に努めます。

7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻るこ

7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理体制の整備(住民課環境整美係)

○災害廃棄物について、町、住民、事業者がそれぞれの役割に応じて連携、協力し、適正かつ円滑、迅速な処理を行います。

○発災直後から分別するとともに、積極的な再利用などにより、廃棄物が減量化されるよう努めます。

7-2) 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

道路啓開等の対策推進(建設水道課建設管理係)

○町は発災後、直ちに町道等のパトロールを行い通行可能な道路を把握します。災害復旧作業及び救援活動を実施するうえで、倒壊物件等の障害物がある場合は、緊急輸送道路を優先してその除去作業を行います。

○道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対して車両の移動等を命じます。なお、運転者等がない場合で災害応急対策に著しい支障をきたす場合は、警察や県に協力を求め、車両を移動します。

7-3) 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

被災者生活再建支援制度による迅速な支援(総務課危機管理対策室・建設水道課建設管理係)

○自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援制度などを活用し、生活の安定と被災地の速やかな復興を図ります。

7-4) 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

自主防災組織の充実強化(総務課危機管理対策室)

○災害による被害を減らす「減災」の取り組みには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠です。自主防災組織の活性化を促進します。